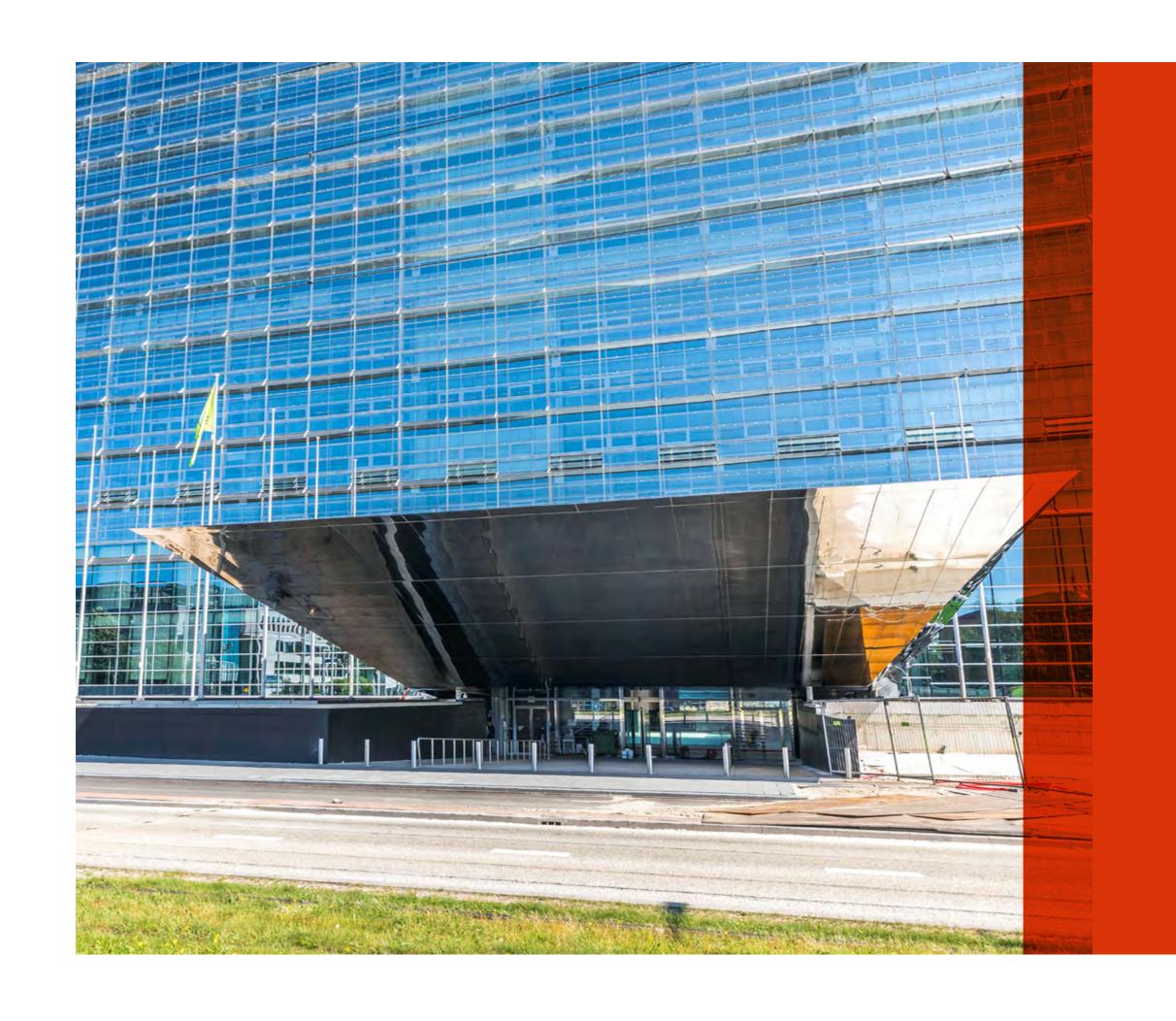




单一特許

単一特許は、既存の一元化された欧州特許付与制度を補完し、強化します。単一特許は、統一特許裁判所と連携して、欧州全域における特許保護と紛争解決のための費用対効果の高い選択肢を利用者に提供し、研究、開発、技術革新への投資を刺激します

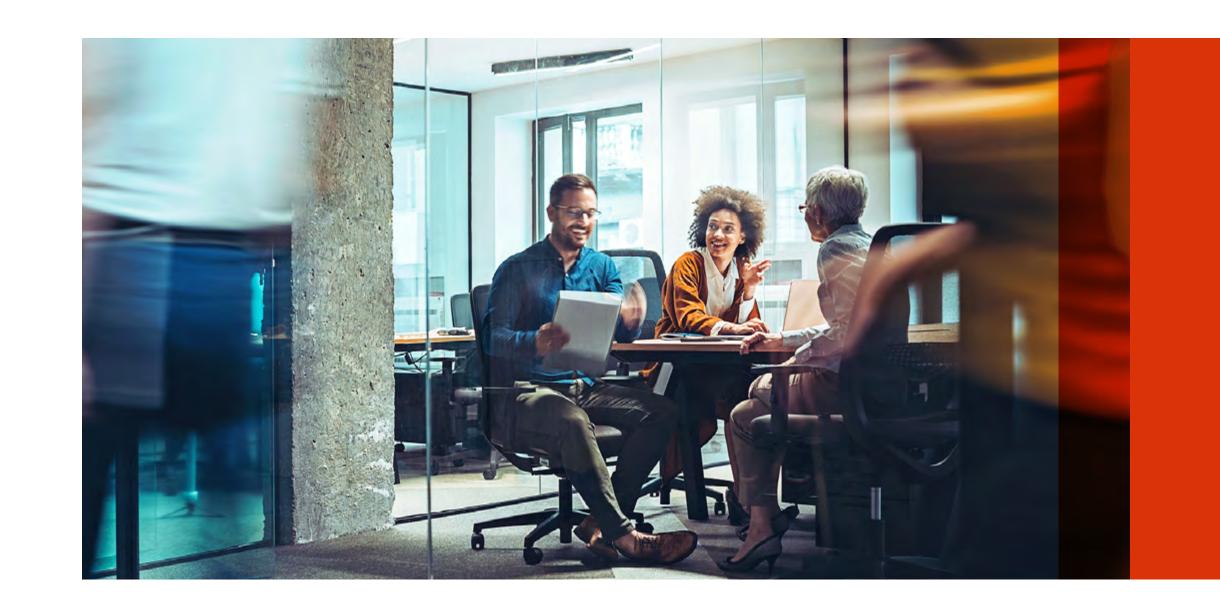
欧州特許は強力な資産であり、革新的な企業が 投資を誘致し、収益性の高い特許実施許諾契約 を結び、市場シェアを保護し、事業を拡大するこ とを可能にします。しかし、欧州特許の有効化、 維持、行使には費用がかかり、複雑になる場合 があります。新しい単一特許制度は、欧州全域 における発明の効果的な保護を簡単且つ安価に するだけでなく、法的確実性を高める、より複雑 でない、一元化された紛争解決制度も導入して います。





国内特許の東から・・・

1970年代以来、欧州特許庁 (EPO) は、欧州で特許を付与するための、ただ1つの一元化されたプロセスを提供してきました。英語、フランス語、又はドイツ語で提出された特許出願は、広範囲に調査され、法的審査を経て、得られる特許が可能な限り最高の品質であることが保証されます。この一元化された付与手続の後、特許権者は最大45か国で特許保護を得ることができます。しかし、付与された欧州特許は、単一権利ではなく複数の国内特許の束であるため、発効する各国で個別に有効化し維持する必要があります。そのプロセスは煩雑で、費用がかかる場合があります。



付与された欧州特許は、単一権利ではなく複数の 国内特許の束であるため、各国で個別に有効化し 維持する必要があり、そのプロセスは煩雑で費用 がかかる場合があります。

特許保護をより簡素に、より広く、より少ない費用で





・・・ただ1つの、単 一権利へ

単一特許制度は、参加するEU加盟国のために、これらの欠点を解消します。新しい単一効欧州特許(「単一特許」)は、統一的且つ広範な地域特許保護に向けた簡素化されたルートを提供し、煩雑な手続と費用を大幅に削減します。欧州特許の一元化された付与前手続は、一元化された付与後手続によって補完されます。特許権者は、複数の国で個別に欧州特許を有効化するのではなく、EPOに一度だけ申請を提出することで単一特許を取得できます。EPOは、単一特許とそれに関連する手数料支払の一元管理も担当し、ワンストップショップとしての役割を果たします。

新しい単一効欧州特許は、統一的且つ広範な地域特許保護に向けた簡素化されたルートを提供し、煩雑な手続と費用を大幅に削減します。





どのように 機能する のでしよう か?

単一特許は、既存の欧州特許制度を置き換えるものではなく、補完するものです。世界中の革新的な企業は、1つ又は複数のEPC締約国で欧州特許を有効化する国内ルートを採用するか、単一特許による保護を選択するかを、自由に選ぶことができます。あるいは、新しい制度を既存の制度と組み合わせることもでき、それにより、新しい単一特許制度に未参加又は統一特許裁判所協定(UPCA)に未加盟の他のEPC締約国においては、従来の欧州特許を有効化するとともに、単一特許も取得することができます。

単一特許は、既存の制度を置き換えるものではなく、補完するものです。世界中の革新的な企業は、国内ルートを採用するか、単一特許保護を選択するか、新しい制度と既存の制度とを組み合わせるかを、自由に選べます。





単一特許はどうすれば取得できますか?

特許権者が単一特許をEPOに登録するには、まず、欧州特許を取得する必要があります。これは、欧州特許出願は、慣れ親しみ信頼のおける欧州特許条約の規則と手順に従って提出及び処理されなければならないことを意味します。新しい点は、既存の一元化された付与前手続が、EPOでの一元化された付与後手続によって補完されることです。

単一特許を取得する手順は単純明快です。欧州特許は、参加しているすべてのEU加盟国に関して、一組の同じクレームによって付与されている必要があります。単一効の申請は、欧州特許の付与公告から1か月以内に提出する必要がありますが、付与決定の通知後であればいつでも、早めに提出することができます。最初の移行期間を除き、単一特許には付与後の翻訳は必要ありません。EPOは単一効の申請を審査し、要件が満たされた場合に単一特許を登録します。

単一特許を取得する手順は単純明快です。特許権者は、まず欧州特許を取得し、次に単一効の申請を提出します。



費用は?

単一効の申請は完全に無料です。つまり、これに関してEPOに申請、審査、登録の手数料を支払うことはありません。

単一特許の更新料は、非常に魅力的でビジネスに優しいレベルに設定されています。欧州特許の平均存続期間である最初の10年間の維持にかかる総費用は5,000ユーロ未満です。

手数料と間接費用を比較すると、単一特許の総費用は、現在4か国における従来の欧州特許の有効化と維持に発生している費用よりも、大幅に低くなることがわかります。

単一特許の費用削減可能性の全体像は、管理の簡素化による節約も考慮に入れると明らかになります。従来の欧州特許の場合、様々な金額の様々な更新料を様々な通貨で様々な国の特許に支払う必要があり、それに加えて、特に期限の点で法的要件も異なります。単一特許の場合、更新料は1回だけ、1つだけの通貨(ユーロ)、1つだけの期限の、標準化された手続を通じて、EPOに一元的に支払われます。代理人を使用する義務はありません。

さらに中小企業は、最初の特許出願をEPOの3つの公用語のいずれかに翻訳して提出する費用として、500ユーロの補償を受けることができます。

単一特許の更新料

_	_	11年目	€ 1 460
2年目	€ 35	12年目	€1775
3年目	€ 105	13年目	€ 2 105
4年目	€ 145	14年目	€ 2 455
5年目	€ 315	15年目	€ 2 830
6年目	€ 475	16年目	€ 3 240
7年目	€ 630	17年目	€ 3 640
8年目	€ 815	18年目	€ 4 055
9年目	€ 990	19年目	€ 4 455
10年目	€ 1 175	20年目	€ 4 855

- □ 更新料支払遅延に対する追加料金 = 遅延更新料の50% (RFeesUPP第2条(1)2号)
- 権利の実施許諾の場合、更新料が15%減額されます(UPR規則12、RFeesUPP第3条)

従来の欧州特許制度に基づく欧州主要4か国の同等の保護と比較した単一特許の費用の詳細については、EPOのウェブサイトを参照してください。

申請は無料であり、更新料は非常に魅力的でビジネスに優しいレベルに設定されています。

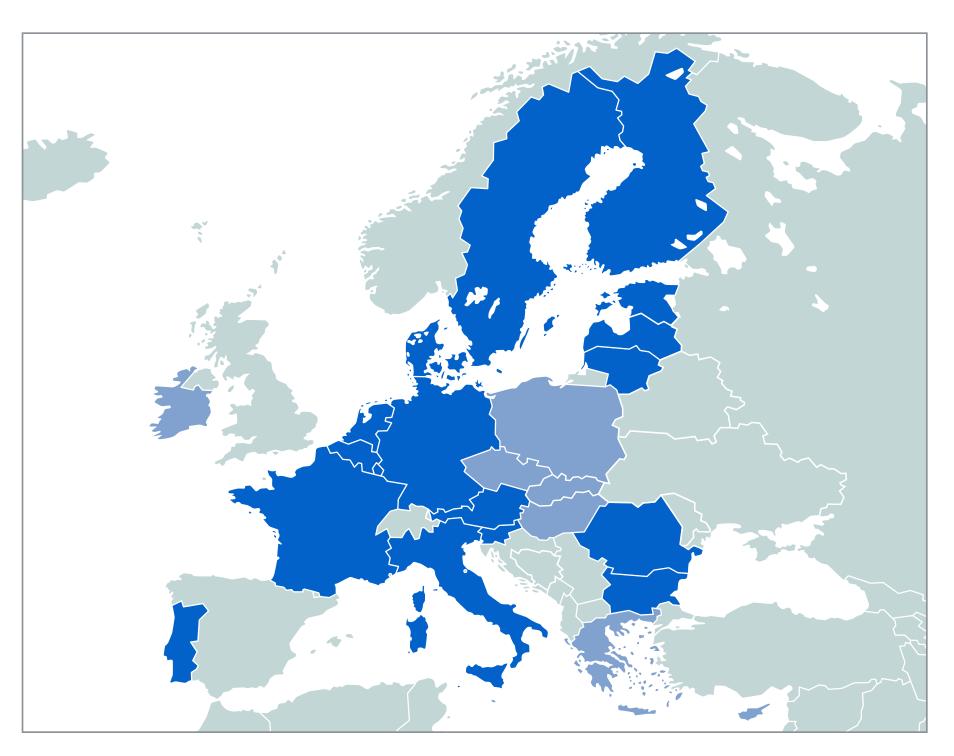


地理的な適用範囲は?

単一特許の地理的範囲は、EU加盟国27か国すべてを網羅する可能性があります。

ただし、単一特許の適用を受けるためには、加盟国は強化された協力に参加するだけでなく、単一特許の登録時にUPCAを批准していなければなりません。

特定の単一特許の地理的範囲は、その存続期間中は同じままであり、自国の単一効が登録された後にUPCAを批准する国に拡大されることはありません。



強化協力に参加している 25 か国には、統一特許裁判所協定 (UPCA) を批准した 18 か国 (濃い青) が含まれます。 オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンです。また、UPCA を批准すればシステムに参加できる他の 7 か国 (薄い青)も含まれます。キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、スロバキアです。クロアチアとスペインは、希望すれば将来強化協力に参加できます。



欧州でただ1つの特許裁判所

新しい専任の統一特許裁判所(UPC)は、付与される権利の範囲とその制限を決定するにあたり、統一された実体特許法を適用します。

司法執行は非常に簡素化されており、訴訟は統一特許裁判所(UPC)に提起されます。UPCは、特に侵害や取消に関する紛争を審理する管轄権を持つ、参加EU加盟国のための新しい専任の中央特許司法機関です。

これまで欧州には専任の特許裁判所がなかったため、特許は様々な国内裁判所で並行して訴訟される可能性がありました。これにより、すべての当事者にとって法的措置が複雑で費用がかかることもありました。

UPCは、これに終止符を打ちます。単一特許及び従来の欧州特許の特許権者は、UPCの管轄下にある国において、より簡素化された特許訴訟環境を享受しています。

UPCは、第一審裁判所、控訴裁判所、及び登録 所で構成されています。付与される権利の範囲と その制限を決定する際に、統一された実体特許 法が適用されます。決定は、法的資格及び技術 的資格を備えた裁判官の両方で構成される多国 籍パネルによって行われます。裁判官の決定は 最高の品質基準を満たすもので、より高い法的 確実性を保証する調和のとれた判例法を確立し ます。

UPCに至るまでの手続は、よりシンプル、迅速、 且つ効率的になります。各加盟国で訴訟を起こ す必要がなくなるため、訴訟費用も安くなりま す。中小企業ではさらに訴訟費用が減額され、 また、敗訴しても、勝訴側に与えられる回収可能 な費用の上限が下がるという恩恵を受けます。 UPCは単一特許に加えて従来の欧州特許も管轄していますが、2030年5月31日までの移行期間には、一部の例外が適用されます。



新しい制度はいから始まった。

新しい単一特許制度は、統一特許裁判所が運営を開始した 2023年6月1日に発効しました。



発行及び編集:欧州特許庁

欧州特許庁

© EPO 2024年9月

epo.org/unitary

コンテンツ責任者

Directorate Patent Developments & IP Lab (D 5.2.1) and Unitary Patent Division (D 5.3.2.2)

所在地:

Bob-van-Benthem-Platz 1 | 80469 Munich | Germany

電話:

+49 89 2399-0

電子メール:

support@epo.org